劉氏の契丹大字表音節文字説について

吉池孝一

契丹文字は 10 世紀の初め遼 (916~1125 年) で作られた。この文字には大字と小字の二種があり、先ず大字が作られ次いで小字が作られた。小字が表音文字主体の文字であることはほぼ衆目の一致するところである。大字については、ふつうには表意文字主体の文字とされるが、音節を単位とした表音文字主体の文字との見方もある。これを「契丹大字表音節文字説」と称する1。ここではこの説が現れた経緯を確認する。なお、不要な誤解を避けるために一言しておきたい。「表音節文字」とすると、ふつうには表意文字を含まないわけであるが、漢語を表記する漢字は表意文字でありながら音としては1音節単位であり、表音節文字の一種と言えなくもない。しかしながら、こで表音節文字としたものは、表意機能を持たない文字であり、現代中国語の「音節拼音文字」に相当する。

この説の主導者は契丹文字研究家として著名な劉鳳翥氏である。以下において、氏の関係論文により本説の経緯を確認する。なお氏の論文は全て中国語である。本来ならば、原文と日本語訳の両者を提示すべきであるが、紙面の都合上、日本語の要約および原文に沿った日本語訳のみを発表年順に提示する。これ以後、契丹大字はABCD・・などで代用する。もっとも、漢字をそのまま借用した契丹大字については漢字フォントをそのまま利用し、幾つかの作字済みの大字はそれを用いる。

■劉鳳翥 1979。大字は表意文字であり、小字は表音文字であるとする²。 この論文は「乣」という契丹大字の音と意味を解明したものである。大字と小字の性格を述べた部分は、主要な論点に付して、一般的な説明を加えたものに過ぎない。しかしながらこれによって、少なくともこの時点で、大字は表意文字であると認識していたことがわかる。

■劉鳳翥・馬俊山 1983。これまで大字は表意文字であるとしてきたが、そ

¹ 西田龍雄 2001 の 308 頁に「契丹大字表音節文字説の出現」と題した一文がある。

² 「契丹文字には契丹大字と契丹小字の二種がある。字形は二つとも漢字に似ているが、 前者は表意文字であり後者は表音文字である。」 (264 頁)

のなかに単音を単位とした表音文字も含まれることを述べたものである³。 論点は次のとおり。

この論文は漢文と契丹大字文が刻された「北大王墓誌」を扱ったものである。漢文には重熙十年十月に埋葬したとあるから、墓誌の内容は重熙十年(1041)以前に限られる。大字文の中に「AB天太后」とある。この「天太后」を、皇后を表わした漢語借用語と見なすと、重熙十年以前で、「AB天太后」と称せられる人物は「應天太后」と「承天太后」と「儀天太后」の三人に限られるから、その内のいずれかということになる。應天太后は重熙十年より遠く、次の承天太后は統和二十七(1009)に既に「聖神宣献皇后」との諡があるため適当でない。残るは「儀天太后」ということになる。契丹小字によると「皇太后」は音訳されることより、「AB天太后」も漢語の音訳と見ることができる。そうであるならば、大字の「AB」は漢語の「儀」を音訳したものであり「A」は[$\mathfrak q$]に、「B」は[$\mathfrak i$]に相当し、この両者は単音を単位とした表音文字ということになる 4 。

■劉鳳翥 1993。大字は表意文字の外に、部分的に表音文字も含んでいるとする。具体例として、3種の大字「CDE」で漢語の「銘」に対応する契丹語をつづり、また他の3種の大字「FGH」で漢語の「薨」(みまかる)に対応する契丹語をつづる例の有ることを挙げる。さらに新資料として、これは私にとっては意外なことであるが、大字を小字のように左右・上下に綴りあわせて1単位とする例があることを紹介する。劉氏は、この表音文字が表単音文字であるか、表音節文字であるかということを問題にし、大字の文字数が一般の表単音文字よりも多いことを根拠として、大字は音節文字であろうとする5。しかしながら、劉氏が主張するように大字が表意文字主体で表

^{3 「}これは、契丹大字の中に、表音的ではない音節文字【これは表意文字のこと: 吉池注記】の外に、表音文字が存在することを示している。この種の表音文字が音節であるか単音であるかということについては、更なる研究を待たなければならないが、表音において多くは単音の形式を採用したということは認めても良いであろう。これは、筆者もかつて主張した説すなわち契丹大字は表音文字ではないという伝統的な説を翻すものである。」 (27 頁)

⁴ もっとも「AB天太后」を「儀天太后」とする説は、13 年後の劉鳳翥 1996 で「承天太后」に対応すると訂正された。したがって形式的にはこの論は成立しないが、「A」は [tf]であり「B」は[if]であり「AB」で「承」の漢語音を示すとするから、「AB」が表音文字として機能するという論旨に影響はない。

^{5 「}この種の表音文字が、表単音文字であるかそれとも表音節文字であるか、まだ確定 することはできないけれど、契丹大字の総字数が一般の単音文字よりも多いことよりみて、 わたしの考えは表音節文字に傾いており、あえてこの仮説を立て今後の検証を待ちた

音文字も含まれるということであるならば、文字数が多いのは当然のことであり、表音文字だけの文字数を明らかにし得ないかぎり、大字中の表音文字を表音節文字とする根拠とはならない。もっとも、契丹文字を参照して作られたとされる女真文字は表意文字と表音文字の混合であり、その表音部分は表音節文字と見られる 6。そうであるならば、契丹大字の表音部分も表音節文字であろうとする説も不当なものではない。

さらに次のように述べる。契丹大字は漢字を模倣して作ったため、漢字の表意機能を取り入れた。契丹語は多音節語であったため、必然的にそれを記録した大字は多音節を表わす文字となった。しかしながら、大字の創製に当って総字数を減らしたので、表記し得る単語の数量は少なくなってしまった。これを解決するために表音文字を作り出し単語を表記した⁷。

以上を要するに、契丹大字は表意文字主体であるが表音文字も作られた。 表意文字には1音節から多音節まであるが、表音文字の方は恐らくは1音節 を表わすのであろうということになる。これは金代に作られた女真文字の状 況とほぼ同様である。

かつて劉鳳翥・馬俊山 1983 において表音部分は表単音文字であるとしたが、劉鳳翥 1993 では表音部分は表音節文字であると見方を変えた。もっとも、その変更を支える根拠が提出されたわけではなく、それは今後の課題であるとしている。

い。」(395-396 頁)

⁶ 金光平・金啓孮 1980 の 61-61 頁参照。

^{7 「}契丹大字に表意文字と表音文字があるというのは、それが作られた時点で決定され たのである。契丹大字は漢字を模倣して創製したものである。漢字は全て1音節の表意文 字であるが、これは漢語の単語の大多数が1音節であるということによるのである。契丹 大字は漢字の模倣が過ぎたため、漢字の表意文字の特徴までも取り入れてしまった。契丹 語は、漢語とは異なっており、単語は往々にして多音節であり、それを記録した表意的な 契丹大字も必然的に多音節ということになった。契丹大字を創製した人物は、漢字を深く 研究しており、漢字の多くは筆画が繁多で書くのも認識するのも困難であり総字数が多く 学習にも困難が伴なうということをよく理解していた。したがって、契丹大字を創製する 時には、できるだけ文字の筆画と総字数を減らした。総字数が減って、各文字を表意文字 として限定するならば、語彙の量は必然的に少なくなり、豊富な言葉を表現し得なくなる。 この矛盾を解決するために、表意文字の殻を破らざるを得ず、表音文字の方向に小さな一 歩を踏み出した。一まとまりの表音文字を作り出し、2つ或いは3つ或いはそれ以上の表 音文字を用いて一つの単語を綴ったのである。このような表意と表音の混合した文字は、 使ってみると決して不便ではなく、契丹小字創造の条件を整えることとなったのである。 契丹大字が表音の方向に引き続き発展し、ついに契丹小字が生み出されたのである。」 (396 頁)

■劉鳳翥 1996。初頭に掲げられた提要 ⁸及び本文 ⁹において、契丹大字は 基本的には(原文では「基本上」とする)表音節文字であるという。言葉を かえて言うならば、表音節文字主体の文字ということになる。「基本的に (基本上) 」と言うからには、表意文字や1字多音節の文字を含むことを否 定しているわけではない。しかしながら、3年前の劉鳳翥 1993 は「契丹大字 は表意文字主体であるが表音文字も作られた。」(取意)ということであっ たから、ここで「表意文字主体」から「表音節文字主体」に変わったことに なる。変わってはいるけれど、劉鳳翥 1996 の解読内容において、これまでの 解読と比べて、質や量に著しい差が生じたようには見えない。劉鳳翥 1996 は、幾つかの官名や地名や動詞の解読を行ったものであるが、今回明らかに された官名や地名の多くは漢語借用語である。当然のことながら、大字1字 が漢字1字に対応しているものが大部分であり、大字2字によって漢字1字 を表記する例もある。両者ともに目新しいものではない。また、今回4つの 契丹大字を用いて「封」(封ずる)に対応する契丹を綴ることが明らかにさ れたが、劉鳳翥 1993 でも3つの契丹大字を用いて「薨」(みまかる)に対応 する契丹語を綴る例を挙げており、これも目新しいことではない。

これによって思うに、劉鳳翥 1996 の表音節文字説は、作業上の仮説という 性質のものであり、このような目で大字資料を見ると解読はうまく運びそう だという、現場にあって解読に携わるものの見通しであろう。

表単音文字と表音節文字。ただし、劉鳳翥 1993 で表音部分を表単音文字であるうとしたところ、劉鳳翥 1996 では表音節文字であるとするわけであるが、これは根拠のないことではない。その根拠を劉鳳翥 1996 は明示しない

^{8 「}契丹大字の解読は、音を再構成する新たな段階に入ったわけであるが、さらに一歩進んで、契丹大字は基本的に(基本上)は表音節文字(音節拼音文字)であるということを明らかにした。」(37頁)

^{9 「}今回の解読を通して契丹大字の性質について更に明確な認識を持つに至った。一言でいえば、契丹大字は表音節文字(音節拼音文字)であるということである。個別の状況を除き、契丹大字の多くは1字1音節である。契丹語の単語の多くは多音節であり、膠着語に属しておりその文法的な要求により語幹に付加成分が付く。このような契丹大字の性質と契丹語の特徴によって以下のことが決定される。それは、普通には1つの契丹大字を用いて1つの契丹語を表記することはできず、2つ或いは多くの契丹大字によってはじめて1つの単語を表記することができる、ということである。例えば「封」(封ずる)を表記するには4つの契丹大字が必要となるのである。契丹語の固有語の表記がこのようであるだけでなく、契丹語中の漢語借用語の表記にあっても、時には2つの契丹大字で1つの漢字を表記するのである。」(43 頁)

が、次のようなことであろう。

いま説明の便宜のため4種の大字をIJKLとする。劉鳳翥 1996 によると、借用漢語音の「内」をILで、「江」をKLで表記する例がある。これによる限りIとKは音節初頭の子音のみを表わしたのか、それとも子音プラス母音を表したのか分らない。しかしながら、これとは別に、Iのみで借用漢語音の「奴」を表記し、Kのみで借用漢語音の「家」を表記する例があることより、IとKは子音プラス母音すなわち音節を表したと見ることができる。同様の考えは、劉鳳翥 2004 の 63 頁から 64 頁にかけて述べられている10

なお、この契丹大字表音節文字説に対して、西田龍雄 2002 は、表意文字を表音的に転用することが多かったと考えた方が合理的であるとする¹¹。この時点では穏当なところであるが、その後の展開はいま少し過激である。「転用することが多かった」という表現では、やや物足りなく感ずるほど、表音節文字化は進んでいたようである。

兀

■劉鳳翥 2004。この論文は、寡聞ながら私が接し得た直近の論文であり、 少々長い引用となるが、関係部分を挙げると次のようである。

「我々はまた、契丹大字は基本的に(基本上)は表音節文字(音節拼音文字)であることを発見した。ふつうには1つの契丹大字は1音節である。もっとも、少数ながら多音節の契丹大字もある。たとえば、契丹大字の年号"重熙"の第二番目の契丹大字は、それと同音同義の契丹小字では6つの原字を綴り合わせた多音節の単語となっている。[これより見て]この契丹大字もやはり多音節の単語であるに違いない。多くの場合1つの契丹大字を用いて1つの漢字を音訳する。時には2つ乃至は3つの契丹大字で1つの漢字を音訳する場合もある。たとえば、"建"、"雄"、"等"、"牛"、"上"、"行"、"内"、"巡"、"勸"、"農"、"開"、"封"などは

 $^{^{10}}$ 劉鳳翥 2004 「音譯漢字 "内"、"農"聲母的契丹大字並不是音素[n],而是音節[nu]。因爲它可以音譯漢語人名"王家奴"的"奴"。這再次説明契丹大字是音節拼音文字,而不是音素拼音文字。」($^{63-64}$ 頁)。

^{11 「}契丹大字の研究も著しく前進しつつあり、大字も表音節文字であったとする意表をつく説(劉鳳翥)の提唱もあったが、その後の展開は知らない。契丹大字と女真文字の継承関係の探求過程において、その考えは新しく展開するかもわからない。しかしもし一字が一音節を代表するのであれば一字を以て多音節の一単語を表記することはできず、数文字を使っていることになる。むしろ表意文字を表音的に転用することが多かったと考えた方が合理的である。」(280-281 頁)

皆2つの契丹大字で音訳する。漢字"元帥"の"元"[に至って]は3つの契 丹大字で音訳する。読み方が等しい漢字は1つの契丹大字で音訳する。たと えば、"軍"と"郡"、"使"と"師"および"史"、"慈"と"刺"、 "觀"と"管"、"置"と"知"、"夫"と"撫"、"檢"と"兼" "諸"と"柱"、"食"と"實"などである。・・・・・。2つの契丹大字 を用いて音訳した漢字が幾つかあって、その声母が等しいか或いは近似して いたならば、同一の契丹大字でそれらの声母を音訳する。たとえば、"内" と"農"を音訳した契丹大字は同じものとなる。[ところで、]漢字"内"と "農"の声母を音訳した契丹大字は決して単音の[n]ではなく、1音節の[nu] である。なぜならば、その契丹大字で漢語の人名"王家奴"の"奴"を音訳 することができるからである。これは契丹大字が表音節文字であり、表単音 文字ではないことを示している。[また、]2つの契丹大字で音訳した漢字が 幾つかあって、その韻母が等しいか或いは近似していたならば、同一の契丹 大字を用いてそれらの韻母を音訳する。たとえば、"雄"、"農"、"封" などの漢字の韻母を音訳した契丹大字は同一の字である。"建"、"勸"と いう2つの漢字の韻母を音訳した契丹大字も同一の字である。これも、契丹 大字が基本的に(基本上)表音文字(表音文字)であり、表意文字(表意文 字)ではないことを示している。同音異義の多くの単語は1つの文字で表記 され、このようにして契丹大字の字数を減らすことができたのである。」 (63-64 頁)

この引用部分は、借用漢語の表記によって契丹大字の表音節性を述べたものである。確かに表音節文字と解し得る例数は一段と増している。いっぽう契丹語の状況はどうかと言うと、近年劉鳳翥氏らによって明らかにされつつある契丹語の名詞や動詞には、2字ないし3字で表記されているものが少なくない¹²。また、劉鳳翥 1996 によると、「年」と「父」に相当する契丹語は共に[ai]という音を持つ同音語であり、共に契丹大字の「釆」で表記されるという ¹³。このような解読の結果が正しいとしたならば、表音節文字を用いて多音節語の契丹語を表音的に記していると見なし得る語例は増えつつあると言ってよい。劉氏の契丹大字表音節文字説は有効であるかもしれない。

もっとも、契丹語、漢語借用語を問わず、年月日や干支や年号や役職名な

¹² 劉鳳翥 2003 には、2 字の名詞 3 種、3 字の名詞 1 種、2 字の動詞 6 種、3 字の動詞 1 種の例がみえる。もっとも、2 字で表記される動詞の第2 字目は動詞の語尾である可能性もあるので、これを差し引かなければならない。

¹³ 劉鳳翥 1996 の 39 頁参照。

ど基本的な語の表記には一定の大字を使用するようであり、表意の機能が完全に失われているとも思われない。これより想像するに、西田龍雄 2002 が論じたように「表意文字を表音的に転用することが多かった」ということなのであろう。すなわち、契丹大字にあっては、まず漢字を参考にして表意機能を備えた音節単位の文字が基本字として数百作られ、それを利用して実際に文章を綴る段においては、同音仮借すなわち当て字が繰り返された。その結果として表音節文字の様相を呈するに至ったということではなかろうか。ただし、予想以上に表音節文字化は進んでいるようである。或いは表音専用の文字も作り増されたかもしれないが、その点の是非は今後の課題である。

なお、契丹大字に見られるように漢字を表音節文字として使用する例は中国周辺の諸民族の表記や一部の漢語方言の表記にもみえる。これらを互いに参照したならば契丹大字の研究に資するところがあるかもしれない。古くは日本の万葉仮名があり、近代のものとしては雲南省リス族のリス文字がある¹⁴。また中国湖南省の漢語方言を表記した女書(ニョショ)も漢字楷書体に基づいて作られた文字であり、当て字が繰り返された結果、表音節文字の様相を呈するに至ったと考えられている¹⁵。

Ŧī.

最後に挙げた劉鳳翥 2004 は新出の契丹大字資料「耶律昌允墓誌銘」を研究したものであり、論文の末尾には解読案が書き込まれた契丹大字の碑文の模写がある。契丹大字 30 行、全 878 字のうち、解読案が付されているものは460 字、これは半分強にあたる。意外に大字の解読は進んでいるとの印象を受ける。これは表音節文字が主体となっているとの見方に基づいた成果であろう。

劉氏の契丹大字表音節文字説、正確には表音節文字が<u>主体となっている</u>という説は、劉鳳翥 1996 の段階では作業仮説という側面があった。しかしなが

-

¹⁴ 木玉璋 1994 参照。

¹⁵ 陳其光 2006 の序を参照。この文字は当地の女性だけが使用することより、女書と呼ばれるわけであるが、外形は縦長の菱形で、やや右に傾いている。字数は異体字を含め約3,600。字形の由来と文字発生の時期については諸説あるが、約600 の漢字楷書体に基づき、明末清初から清代中期頃に発生し今に至ったとする説がある。一字は一音節で、縦に右から左に綴り意味の切れ目を明示しない点は漢字と同様であるが、その字形は漢字に似ておらず、音節の利用の仕方も漢字とは異なる。同音および近似音の音節の間で文字の仮借が頻繁に繰り返された結果、特定の字義を担う働きが弱まり、日本の仮名のような音節を表わす表音文字の様相を呈することとなったと思われる。表意の機能は弱まっているけれど、決して失われてしまったわけではない。

ら、この仮説の提出によって契丹大字の解読は大きく進んだことは確かであ り、解読にとって極めて重要な「手続き」の発見であったと言えよう。

〈参考文献〉

陳其光 2006. 『女漢字典』,北京:中央民族大学出版社。

金光平・金啓孮 1980.『女真語言文字研究』,北京:文物出版社。

金啓孮編著 1984.『女真文辞典』,北京市:文物出版社。

劉鳳翥 1979.「關于混入漢字中契丹大字"红"的讀音」,『民族語文』1979 年第 4 期,263-267 頁。

劉鳳翥・馬俊山 1983. 「契丹大字《北大王墓誌》考釋」, 『文物』1983 年第 9 期,23-29,50 頁。

劉鳳翥 1993. 「若干契丹大字的解讀及其它」, 『漢学研究』 1993 年第 5 期,80-81 頁。

劉鳳翥・唐彩蘭 2003. 「遼"蕭興言墓誌"和"永寧郡公主墓誌"考釋」, 『燕京学報』新 14 期,71-93 頁。

劉鳳翥·王雲龍 2004.「契丹大字《耶律昌允墓誌銘》之研究」,『燕京学報』新 17 期,61-99 百.

木玉璋 1994.「傈僳族音節文字造字法特点簡介」,『民族語文』 1994 年第 4 期,64-67 頁。

西田龍雄 2001.「契丹文字」、『言語学大辞典 別巻 世界文字辞典』河野六郎・千野栄一・ 西田龍雄編著,東京:三省堂,295-308 頁。

西田龍雄 2002. 『アジア古代文字の解読』,東京:中央公論新社。

吉池孝一2007.「契丹大字の解読」『KOTONOHA』57号,18-25頁。